

北海道教育委員会 公報

令和2年(2020年)
5月19日(火曜日)

第6242号

目次

告示	
○道指定無形民俗文化財の指定について……………	1
○道指定天然記念物の指定について……………	2
正誤	
○令和2年(2020年)4月1日付け号外の正誤について……………	2

告 示

北海道教育委員会告示第28号

北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)第26条第1項の規定により、別記1及び別記2の無形民俗文化財を北海道の無形民俗文化財に指定した。

令和2年5月19日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

別記1

- | | |
|---------|---------------|
| 1 種 別 | 無形民俗文化財(風俗慣習) |
| 2 名 称 | 金刀比羅神社例大祭 |
| 3 指定年月日 | 令和2年5月19日 |
| 4 所在地 | 根室市 |
| 5 保護団体 | 金刀比羅神社奉賛会 |
| 6 指定の事由 | |

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第53条及び別表第6道指定無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 指定理由

金刀比羅神社例大祭は、根室市に鎮座する金刀比羅神社の祭礼として伝承されてきたもので、神輿に山車が供奉して市内を巡幸する形態をとっている。

同社の創始は、祭礼資料や記録から、文化3年(1806年)に場所請負人の高田屋嘉兵衛が金刀比羅大神を奉斎したと伝えられている。

祭礼で行われる神輿渡御では、重量約1.5トンの神輿を道中一貫して人力によって担ぎ、4つの祭典区が繰り出す山車には子供や若者が担う手古舞・金棒・先太鼓・お囃子などの演目があり、奉賛会役員や大祭奉仕者と祭典区が協力しながら、盛大な祭りになるよう努力をしている。

この祭礼は、由来、内容等において、漁場の開発・振興により繁栄した根室を象徴しており、本道における典型的な風俗慣習として、その在り方や変遷を理解する上で特に重要なものである。

別記2

- | | |
|---------|---------------|
| 1 種 別 | 無形民俗文化財(民俗芸能) |
| 2 名 称 | 釧路鳥取りん獅子舞 |
| 3 指定年月日 | 令和2年5月19日 |
| 4 所在地 | 釧路市 |
| 5 保護団体 | 釧路鳥取りん獅子舞保存会 |
| 6 指定の事由 | |

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第53条及び別表第6道指定無形民俗文化財指定基準

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- (2) 指定理由

釧路鳥取きりん獅子舞は、明治17、18年(1884、1885年)に鳥取県から現在の釧路市鳥取地区に移住した鳥取県士族の子孫が、昭和15年(1940年)に、故郷の鳥取県因幡^{いなば}地方に伝わる獅子舞を鳥取神社に奉納したことを始まりとし、受け継がれている民俗芸能である。

鳥取県因幡地方の麒麟獅子舞^{きりんししまい}は、鳥取県因幡、兵庫県但馬^{たじま}地方以外で伝承されているのは北海道のみで、道内でも釧路市と利尻町だけに伝承された民俗芸能である。中でも釧路鳥取きりん獅子舞は、これまで途絶えることなく伝承されてきており、芸能の発生及び同地区の開拓の歴史的特色を示すものとして特に重要なものである。

北海道教育委員会告示第29号

北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)第31条第1項の規定により、別記の記念物を北海道の天然記念物に指定した。

令和2年5月19日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

別記

- 1 種 別 天然記念物(地質鉱物)
- 2 名 称 ナカガワニシン化石
- 3 指定年月日 令和2年5月19日
- 4 員 数 1標本(化石点数1点)
- 5 規 模 全長 230~240mm(推定)
- 6 所 在 地 中川郡中川町字安川28番地9(中川町エコミュージアムセンター)
- 7 所 有 者 中川町
- 8 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第57条及び別表第8道指定史跡名勝天然記念物指定基準天然記念物の部

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、自然を記念するもの

3 地質鉱物

(12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

(2) 指定理由

ナカガワニシン化石は、中生代白亜紀(1億4,500万~6,600万年前)では国内で唯一、頭部から胴部及びヒレ・ウロコが生息時の立体的な形で観察できる、極めて保存状態が良好な魚類化石である。また、アプソペリックス属魚類化石としては東アジアで初めての発見であり、同属の汎世界的な分布を示す標本として学術的に価値が高い。

正 誤

令和2年(2020年)4月1日付け号外に掲載の「北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令」に次の誤りがあったので、訂正します。

公布の日のうち

(誤)

3月31日

(正)

4月1日

に改める。